学校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。

一～三　（略）

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
宮崎県	（略）	（略）
	（略）	門川町　諸塚村　美郷町　椎葉村
	東臼杵郡	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
宮崎県	（略）	（略）
	（略）	諸塚村　美郷町　椎葉村
	東臼杵郡	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十八条の三第一項及び第二項、第百五条第一項、第百八条の三第一項並びに第百九条の四第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後
（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）
第七十三条の七　第一号被保険者は、法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、当該第一号被保険者が第七十三条の九第一項の届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて市町村長に提出し、かつ、当該第一号被保険者が法第八十八条の二の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるときは、この限りでない。
一～四　（略）
２・３　（略）

改正前
（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）
第七十三条の七　第一号被保険者は、法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。
一～四　（略）
２・３　（略）